

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書(以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の工事を工期(この契約の締結の翌日(この契約の履行に関して他に定めがある場合にあっては、その定められた日)から契約書記載の期限までの期間をいう。以下同じ。)内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書記載の金額をその請負代金として支払うものとする。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがあるものを除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 この約款に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>①</u> 契約保証金の納付</p> <p><u>②</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p><u>③</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証</p> <p><u>④</u> この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p><u>⑤</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書(以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の工事を工期(この契約の締結の翌日(この契約の履行に関して他に定めがある場合にあっては、その定められた日)から契約書記載の期限までの期間をいう。以下同じ。)内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書記載の金額をその請負代金として支払うものとする。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがあるものを除き、受注者がその責任において定める。</p> <p>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 この約款に定める <u> </u> 請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第2条、第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>一</u> 契約保証金の納付</p> <p><u>二</u> 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p><u>三</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証</p> <p><u>四</u> この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p><u>五</u> この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第2項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。</p> <p>第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>引</u>き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この項において「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付さなければならない。</p> <p>2 前項の保証に係る保証金額（以下「保証金額」という。）は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第45条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 1～3（略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、当該支給材料又は貸与品を工事に使用することが適当でないとき、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11（略）</p> <p>第16条～第26条（略）</p> <p>（一般的損害）</p> <p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除</p>	<p>3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第2項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。</p> <p>第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>瑕疵担保特約</u>を付したものに限り。）を付さなければならない。</p> <p>2 前項の保証に係る保証金額（以下「保証金額」という。）は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 1～3（略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵を発見した場合において、当該支給材料又は貸与品を工事に使用することが適当でないとき、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11（略）</p> <p>第16条～第26条（略）</p> <p>（一般的損害）</p> <p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（<u>第48条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>	<p>く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（<u>第49条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>
<p>（第三者に及ぼした損害等）</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第48条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>	<p>（第三者に及ぼした損害等）</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（<u>第49条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。</p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 1（略）</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第48条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>	<p>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条 1（略）</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び<u>第49条</u>第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p>
<p>3～6（略）</p>	<p>3～6（略）</p>
<p>第30条～第39条（略）</p>	<p>第30条～第39条（略）</p>
<p>（契約不適合責任）</p>	<p>（瑕疵担保）</p>
<p>第40条 発注者は、<u>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>であるときは、受注者に対し、<u>工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。</u></p>	<p>第40条 発注者は、工事目的物に<u>瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求することができる。</u></p>
<p>2 <u>前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>3 <u>第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告</u></p>	<p>（新設）</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</p> <p>① 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>③ 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>④ 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第40条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</p> <p>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに</p>	<p>改正前</p> <p>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には、1年)以内に行わなければならない。ただし、～その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>▶2項ただし書 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p>	
<p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p>	<p>3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。</p>
<p>(削除) (※現行民法 638 削除)</p>	<p>4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の請求をしなければならない。</p>
<p>10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p>5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
<p>(発注者の催告による解除権)</p>	<p>(発注者の解除権)</p>
<p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p>	<p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (ただし書部分 ※改正民法 541)</p>
<p>① 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p>	<p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p>
<p>② 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p>	<p>二 その責めに帰する理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。</p>
<p>③ 第6条又は第17条の規定に違反したとき。</p>	<p>三 第6条又は第17条の規定に違反したとき。</p>
<p>④ 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p>	<p>四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p>
<p>⑤ 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされな</p>	<p>(新設)</p>
<p>いとき。</p>	<p>五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p>
<p>⑥ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p>	<p>六 (▶改正約款 41条の2⑩へ規定)</p>
<p>(発注者の催告によらない解除権)</p>	<p>(発注者の解除権)</p>
<p>第41条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p>	<p>第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p>
<p>① 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p>	<p>(新設) (※民法改正を踏まえた規定)</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>② この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>③ 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>④ 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑤ 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑥ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑦ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>⑨ 第43条又は第43条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p>	<p>六 第47条第1項各号に規定する理由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(談合その他不正行為による解除)</p>
<p>⑩ 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>ハ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>二 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</p> <p>三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>11 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下この号において同じ。）又はその使用人が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 受注者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 受注者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 受注者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第43条の3 発注者は、前2条に規定する場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。</p> <p>一 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三 受注者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>四 受注者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>五 受注者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>
<p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第41条の3 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(発注者の任意解除権)</p> <p>第41条の4 発注者は、工事が完成するまでの間は、第41条又は第41条の2に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第42条 第4条第1項の規定により契約による債務の履行を保</p>	<p>第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は前条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</p> <p>第42条 第4条第1項の規定により契約による債務の履行を保</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第41条各号及び第41条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>① 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>② 工事完成債務</p> <p>③ 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）</p> <p>④ 解除権</p> <p>⑤ その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者に対する損害賠償債務を除く。）</p> <p>3、4（略）</p> <p>（受注者の催告による解除権）</p> <p>第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>（受注者の催告によらない解除権）</p> <p>第43条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>① 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>② 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</p> <p>第43条の3 第43条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>二 工事完成債務</p> <p>三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）</p> <p>四 解除権</p> <p>五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者に対する損害賠償債務を除く。）</p> <p>3、4（略）</p> <p>（受注者の解除権）</p> <p>第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一、二（▶改正約款43の2(1)(2)へ規定）</p> <p>三 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2（▶改正約款46(1)へ規定）</p> <p>（受注者の解除権）</p> <p>第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>（新設）</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第44条 発注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第34条<u>(第34条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定による前払金<u>又は中間前払金</u>があったときは、当該前払金の額及び<u>中間前払金の額</u>(第37条及び<u>37条の2</u>の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金<u>及び中間前払金</u>の額を控除した額)を同項の工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額<u>及び中間前払金</u>になお余剰があるときは、受注者は、<u>第41条、第41条の2又は次条第3項</u>の規定によるときにあっては前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、その余剰額につき遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額を、解除が<u>第41条の4、第43条又は第43条の2</u>の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又ははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 発注者は、契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項の工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、<u>第43条、第43条の2又は第43条の3</u>の規定によるときにあっては前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、その余剰額につき遅延利率を乗じて計算して得た額の利息を付した額を、解除が<u>第44条又は前条</u>の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又ははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第41条の2又は次条第3項の規定による場合は発注者が定め、第41条の4、第43条又は第43条の2の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第43条の2又は第43条の3の規定による場合は発注者が定め、第44条又は前条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
<p>9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(発注者の損害賠償請求等)</p>	<p>(履行遅滞の場合における遅延損害金等)</p>
<p>第45条(A) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>第41条 1～3 (▶改正約款45(1)①, (5)へ規定) 4 (▶改正約款46(2)へ規定)</p>
<p>(1) 工期内に工事を完成することができないとき。</p>	<p>(違約金)</p>
<p>(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。</p>	<p>第45条(A)(C) 1、2 (▶改正約款45(2)(3)へ規定) 3～5 (▶改正約款45(6)～(8)へ規定)</p>
<p>(3) 第41条又は第41条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p>	<p>▶第41条(履行遅滞の場合における遅延損害金等)(1) 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p>
<p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 第41条又は第41条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p>	<p>▶第45条(A)(違約金)(1)(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>
<p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p>	<p>一 第43条、第43条の2又は第43条の3の規定によりこの契約が解除された場合。 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p>
<p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</p>	<p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p>
<p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により</p>	<p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>選任された管財人</p> <p>3 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 <u>第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>5 <u>第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき遅延利率を乗じて計算して得た額とする。この場合において、当該請求額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>6 発注者は、前項の<u>請求額</u>を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p> <p>7 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）第8条の規定に該当するときは、<u>第2項</u>に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>8 <u>第2項</u>の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>9 発注者は、<u>第2項</u>に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p><u>（発注者の損害賠償請求等）</u></p> <p>第45条(B) <u>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p>1 <u>工期内に工事を完成することができないとき。</u></p> <p>2 <u>この工事目的物に契約不適合があるとき。</u></p> <p>3 <u>第41条又は第41条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p>4 <u>前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p>	<p>選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(2)(3)</p> <p>2 <u>前項の遅延損害金は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき遅延利率を乗じて計算して得た金額とする。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 発注者は、前項の<u>遅延損害金</u>を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p> <p>▶第45条(A)（違約金）(3)～(5)</p> <p>3 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）第8条の規定に該当するときは、<u>前項</u>に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>4 <u>第1項</u>の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p> <p>5 発注者は、<u>第1項</u>に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）(1)</p> <p><u>発注者は、受注者がその責めに帰する理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延損害金の支払いを受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>① 第41条又は第41条の2の規定により<u>工事目的物の完成前に</u>この契約が解除されたとき。</p> <p>② <u>工事目的物の完成前に</u>、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 <u>第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>5 <u>第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき遅延利率を乗じて計算して得た額とする。</u>この場合において、<u>当該請求額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>6 発注者は、前項の<u>請求額</u>を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p> <p>7 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）第8条の規定に該当するときは、<u>第2項</u>に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>8 発注者は、<u>第2項</u>の違約金を、請負代金より控除するものとする。</p> <p>9 発注者は、<u>第2項</u>に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p>	<p>▶第45条（C）（違約金）（1）（2）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する<u>場合において</u>は、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 <u>第43条、第43条の2又は第43条の3</u>の規定によりこの契約が解除された<u>場合</u>。</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった<u>場合</u>。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）（2）（3）</p> <p>2 <u>前項の遅延損害金は、遅延日数に応じ、請負代金額（第33条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第38条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき遅延利率を乗じて計算して得た金額とする。</u>この場合において、<u>遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>発注者は、前項の遅延損害金を、</u>請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。</p> <p>▶第45条（C）（違約金）（3）～（5）</p> <p>3 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）第8条の規定に該当するときは、<u>前項</u>に規定する違約金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>4 発注者は、<u>第1項</u>の違約金を、請負代金より控除するものとする。</p> <p>5 発注者は、<u>第1項</u>に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p>

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第46条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>① 第43条又は第43条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>② 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうち又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第32条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第47条 受注者は、第41条の2第10号イからハまでのいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>① 第41条の2第10号イに規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同号ロに規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合</p> <p>② 第41条の2第10号ハのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領第8条の規定に該当するときは、前項に規定する賠償金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。</p> <p>第48条～第51条（略）</p>	<p>▶第47条（受注者の解除権）（2）</p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>▶第41条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）（4）</p> <p>4 発注者の責めに帰する理由により、第32条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第46条 受注者は、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。</p> <p>一 第43条の2第1号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第2号に規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。</p> <p>二 第43条の2第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</p> <p>2 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領第8条の規定に該当するときは、前項に規定する賠償金に請負代金額の100分の5に相当する額を加算するものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する賠償金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を徴収するものとする。</p> <p>第47条～第52条（略）</p>